基準点から六三度四〇分〇秒
二六七・一五五メートルの地点　十一号
標柱十一号から二九三度九分五秒
五三・二三〇メートルの地点　十二号
標柱十二号から五九度六分六秒
三九・七二四メートルの地点　十三号
標柱十三号から九五度二〇分二四秒
二五・四七九メートルの地点　十四号

○国土交通省告示第五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

洞谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を昭和二十八年建設省告示第千五百三十五号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線及び、標柱四号から六号までを順次結んだ線及び標柱二号と六号を昭和二十八年建設省告示第千五百三十五号で指定した右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県鳥取市洞谷

字滝ノ谷　八一番三地先道路敷　一号
八一番二地先水路敷　六号
字石ケ谷口　九一番一　二号、四号及び五号
九三番一地先水路敷　三号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

洞谷川支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を昭和二十八年建設省告示第千五百三十五号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県鳥取市洞谷

字石ケ谷口　九五番　一号
九八番　十二号
字石ケ谷　八四八番　二号、八号及び九号
八四七番二　三号
八五〇番　十号
八六〇番　十一号
八四五番二　四号、五号及び六号
八四六番一　七号

ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路及び河川のうち、その接している区間の道路敷及び河川敷（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県鳥取市洞谷

字石ケ谷口　一〇〇番から一〇七番
一〇〇番一
一〇七番一から一〇七番三
一〇八番から一一〇番
一〇九番一
字石ケ谷奥　一一一番から一一三番
一一二番一
一一四番一から一一四番八
一一五番から一一七番
一一五番一及び一一五番二
一一八番一から一一八番五
一一九番から一二三番
一一九番一
八五五番
字石ケ谷　八四九番から八五一番
八五二番一及び八五二番二
八五三番及び八五四番
八五六番一及び八五六番二
八五七番から八六〇番

○国土交通省告示第六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十五年一月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

洞谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県鳥取市洞谷

字滝ノ谷　八一番二地先水路敷　一号
八一番二　二号
八〇番二　七号
字石ケ谷口　九一番一　三号
九八番　四号
八五番　五号
八五番地先水路敷　六号
字灰谷

国会事項

開会式

第百八十二回国会の開会式は、二十四年十二月二十八日

天皇陛下の御臨席のもとに参議院議場において行われた。

衆議院議長は、次の式辞を述べた。

天皇陛下の御臨席を仰ぎ、第百八十二回国会の開会式を行うにあたり、衆議院及び参議院を代表して、式辞を申し述べます。

去る十二月十六日衆議院議員の総選挙が行われ、十二月二十六日をもって特別国会が召集されました。

われわれは、この際、決意を新たにし、当面する内外の諸情勢に対処して適切な審議を行い、国政の円滑な進展に万全を期さなければなりません。

ここに、国会は先の総選挙により国民の負託を得た新議員を迎え、われわれに課せられた重大な使命にかんがみ、日本国憲法の精神を体し、おのおの最善をつくしてその任務を遂行し、もって国民の信託にこたえようとするものであります。

次に、天皇陛下から次のおことばを賜った。

本日、第百八十二回国会の開会式に臨み、衆議院議員総選挙による新議員を迎え、全国民を代表する皆さんと一堂に会することは、私の深く喜びとするところであります。

ここに、国会が、国権の最高機関として、当面する内外の諸問題に対処するに当たり、その使命を十分に果たし、国民の信託に応えることを切に希望します。

衆議院

常任委員長選任

二十四年十二月二十七日議院において、次のとおり各常任委員長を選任した。

内閣委員長　平井たくや
総務委員長　北側　一雄
法務委員長　石田　真敏
外務委員長　河井　克行
財務金融委員長　金田　勝年
文部科学委員長　松野　博一
厚生労働委員長　松本　純
農林水産委員長　森山　裕
経済産業委員長　富田　茂之
国土交通委員長　金子　恭之
環境委員長　吉野　正芳
安全保障委員長　武田　良太
国家基本政策委員長　山本　公一
予算委員長　山本　有二
決算行政監視委員長　谷畑　孝
懲罰委員長　近藤　昭一

特別委員長互選

二十四年十二月二十七日特別委員会において、委員長互選の結果、次のとおり当選した。

災害対策特別委員長　坂本　剛二
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長　保岡　興治
沖縄及び北方問題に関する特別委員長　荒井　聰
青少年問題に関する特別委員長　松島みどり
海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員長　西村　眞悟
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長　山本　拓
消費者問題に関する特別委員長　吉川　貴盛
科学技術・イノベーション推進特別委員長　渡海紀三朗
東日本大震災復興特別委員長　後藤田正純

憲法審査会会長互選

二十四年十二月二十七日憲法審査会において、会長互選の結果、次のとおり当選した。

憲法審査会会長　保利　耕輔

政治倫理審査会会長互選

二十四年十二月二十七日審査会において、会長互選の結果、次のとおり当選した。

政治倫理審査会会長　村上誠一郎

会議

二十四年十二月二十八日（金曜日）　午後二時

本会議